

2003年11月12日付 朝日新聞(朝刊)

高齢者送迎、NPOの有料送迎認める 国交省が方針

非営利組織(NPO)などが料金を取って高齢者や障害者を病院などに送迎するサービスについて、国土交通省は04年度からタクシーの事業許可や普通2種免許がなくても有料輸送を認める方針を固め、11日までに具体的な条件作りの検討に入った。今年度中に条件を示す。非営利に限った特例で、車いすごと乗れる福祉車両に限定せず、普通乗用車にも対象を拡大する方向だ。

高齢者や障害者の外出を助けるボランティア活動は70年代から始まり、年々需要は高まっている。ガソリン代などの実費相当を料金として求めることも多い。自家用車での有料輸送は道路運送法で禁止されているが、こうしたケースはこれまで黙認されてきた。

国交省は昨年秋に福祉車両に限って違法状態を解消する方針を固めて、今年4月からNPOなどの有料輸送を認める構造改革特区事業を開始。その実績を踏まえて全国で適用できるか可能性を探ってきた。安全講習を受講することなどで安全性は確認でき、より広い需要にこたえるには福祉車両に限定しない方がいいと判断、04年度のスタートに向け、条件作りを始めた。

特区では(1)社会福祉法人など福祉目的の団体が運営する(2)輸送の対象は会員登録された要介護の高齢者や障害者ら(3)2種免許が取れない場合は自治体や地方運輸局などをつくる運営協議会で承認する、などを条件にしている。来年度から全国で有料輸送を認める場合はこうした特区の条件が基本になる。NPO法人などにアンケートして実態を把握、条件を設ける際の参考にするという